

議案第十九号

三朝町国民健康保険税条例の制定について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳



昭和四拾五年九月拾貳日 原案可決

三朝町議會議長牧田禎

三朝町国民健康保険税条例

(昭和 年 月 日)
(条例 第 号)

(納税義務者)

第一条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がいる場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第二条 第一条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が五万円をこえる場合においては、課税額は、五万円とする。

(所得割額)

第三条 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係

る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)、第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十二条第二項の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額(その金額が二万円をこえるときは、二万円)を控除した金額によるものとする。以下第九条の二において同じ。)及び山林所得金額の合計額から法第三十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額、及び山林所得金額の合計額に百分の三、四を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第三十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得金額の計算については、法第三十二条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七條第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。

3 第一項の場合における法第三十四条の二第二項に規定する総所得金額、又は山林所得金額を算定する場合においては、法第三十三條第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(資産割額)

[鳥中文]

第四条 第二条の資産割額は、当該年度分として納付した又は、納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に百分の三、四を乗じて算定する。

(被保険者均等割額)

第五条 第二条の被保険者均等割額は、被保険者一人について九百円とする。

(世帯別平等割額)

第五条の二 第二条の世帯別平等割額は、一世帯について一、五万円とする。

(賦課期日)

第六条 国民健康保険税の賦課期日は、四月一日とする。

(納期)

第七条 国民健康保険税の納期は、次の通りとする。

第一期 二月一日から同月三十日まで

第二期 九月一日から同月三十日まで

第三期 一月一日から同月三十日まで

第四期 一月一日から同月十七日まで

第八条 削除

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第九条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第二

条の額(第十条又は第十條の二の規定による減額が行なわれた場合には、当該減額した額とする。以下本条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第二条の額を課する。

3 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となつた者がある場合において、当該被保険者となつたことが次の各号の一に掲げる者に該当しなくなつたことによるときは、当該被保険者となつた日の属する月から、当該被保険者につき月割をもつて算定した第一条の額を当該納税義務者に課する。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による被保険者

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者

三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百四十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五

[鳥中文]

号)に基づく共済組合の組合員

四 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第八条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余日がなく、至るまでの間に在る者

五 国民健康保険組合の被保険者(組合員である被保険者に限る。)

4 第二項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合において、当該被保険者でなくなったことが前項各号の一に掲げる者に該当したことによるときは、当該被保険者でなくなった日の属する月から、当該被保険者でなくなった者につき月割をもつて算定した第二条の額を当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第一項又は第三項の場合において、被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主が第一条第二項の世帯主となつた場合においては、当該被保険者及び当該世帯主、以下本項において同様とする。)に係る当該町税として納付した又は納付すべき第三条の町民税の所得割額がないときは、当該被保険者が他の市町村に当該年度分として納付した又は納付すべき市町村民税の所得割額(当該他の市町村における市町村民税の所得割額の算定の基礎となる税

率)が町税条例(昭和 年 条例第 号)第三十四条の

三に規定する税率と異なる場合においては、当該税率によつてこれを算定し直した場合における額とする。)をもつて第三条の所得割額とする。

(徴収の特例)

第九条の二 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる町民税の所得割額(法第二百十四条の二第一項に規定する総所得金額、及び山林所得金額の合計額から第二項の規定による控除をした後の総所得金額、及び山林所得金額の合計額)が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において町長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 前項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した

(鳥中X)

(鳥中X)

日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額をこえることとなるときは、法第十七条又は法第十七条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第九条の三 前条第一項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によつて国民健康保険税を徴収されることとなる者は、納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に町長に前条第一項の規定によつて徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、町長は、当該年度分の国民健康保険税の見積額を基礎として、前条第一項の規定によつて徴収する国民健康保険税額を修正しなければならぬ。

(税額の軽減)

第十条 第一条第二項の世帯主に対して課する国民健康保険税の額は、第二条の課税額から次の各号に掲げる額の合計額を減額したものとす。

一 当該世帯主の均等割額

第六編 財務 (国民健康保険税条例)

二 当該世帯主の所得割額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を含む。)の数の逆数を乗じて得た額

第十一条 第十条第二項の世帯主に対して課する国民健康保険税の額は、第二条の課税額から次の各号に掲げる額の合計額を減額したものとす。

一 当該世帯主の均等割額

二 当該世帯主の所得割額に当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む。)の数を乗じて得た額

(国民健康保険税の減額)

第十条の二 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条の課税額から当該各号に掲げる額を減額したものとす。

一 法第七百三条の五に規定する総所得金額、及び山林所得金額の合計額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額をこえない世帯に係る納税義務者

イ 被保険者均等割額 被保険者(第一条第二項に規定する世帯主を除く。)

一人について七百八十円

ロ 世帯別平等割額 一世帯について千七百円

二 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)一人につき五万円を加算した金額

第六編 財務 (国民健康保険税条例)

号)に基づく共済組合の組合員

四 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第八条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がなく、たるに至るまでの間にある者

五 国民健康保険組合の被保険者(組合員である被保険者に限る。)

4 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合において、当該被保険者でなくなったことが前項各号の一に掲げる者に該当したことによるときは、当該被保険者でなくなった日の属する月から、当該被保険者でなくなった者につき月割をもつて算定した第二条の額を当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第一項又は第三項の場合において、被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主が第一条第二項の世帯主となつた場合においては、当該被保険者及び当該世帯主、以下本項において同様とする)に係る当該町税として納付した又は納付すべき第三条の町民税の所得割額がないときは、当該被保険者が他の市町村に当該年度分として納付した又は納付すべき市町村民税の所得割額(当該他の市町村における市町村民税の所得割額の算定の基礎となる税

三編

三八二八

率)が町税条例(昭和 年 条例第 号)第三十四条の三に規定する税率と異なる場合においては、当該税率によつてこれを算定し直した場合における額とする。)をもつて第三条の所得割額とする。

(徴収の特例)

第九条の二 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる町民税の所得割額(法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、及び山林所得金額の合計額から第二項の規定による控除をした後の総所得金額、及び山林所得金額の合計額)が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到交する納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において町長が定める額とする。)を、それぞれ

の納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 前項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した